明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**六四）

二　○円借款の供与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三五六）

○円借款の供与に関する日本国政府とボツワナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三五七）

○千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書へのパラオ共和国の加入に関する件（**同**三五八）

○千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書へのパラオ共和国の加入に関する件（**同**三五九）

○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件（**経済産業・環境**一四）

三　○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件（**同**一五）

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件（**同**一六）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一二二二、一二二三）

○都市計画に関する件（**同**一二二四）

○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**二四二～二四四）

○海上における射撃訓練を実施する件（**同**二四五、二四六）

〔国会事項〕

四　最低賃金の改正決定に関する公示（福岡労働局最低賃金公示二～六）

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省　最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

六　〔褒賞〕

六　〔皇室事項〕

七　〔官庁報告〕

七　労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

八　〔資料〕

八　閣議決定等事項

九　〔公告〕

九　諸事項

九　**官庁**

証票無効関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

企業年金基金変更関係

会社その他

告示

○政治資金適正化委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年十一月六日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四二六〇	二四、一〇、一九	三宅　茂久
四二六一	二四、一〇、一九	秋葉　辰三
四二六二	二四、一〇、一九	大内　弘一
四二六三	二四、一〇、一九	松田　聡
四二六四	二四、一〇、一九	後藤　洋一
四二六五	二四、一〇、一九	石川　一春
四二六六	二四、一〇、一九	鈴木　宗也
四二六七	二四、一〇、一九	石川　正徳

○外務省告示第三百五十六号

平成二十四年十月十日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年十一月六日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、ザンビア共和国の経済の安定及び開発努力並びに南部アフリカの地域統合を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とザンビア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二十八億七千七百万円（二、八七七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、カズングラ橋建設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ザンビア共和国政府に供与されることになる。